

協議事項

規約の一部改正(案)

令和7年度から、越前市地域公共交通計画に基づき、越前市地域公共交通活性化協議会にて事業を実施する。越前市地域公共交通会議で行ってきた担当事務を、法定協議会である越前市地域公共交通活性化協議会へ移管し、公共交通事業全般に関する協議や事業を統一かつ効果的に行うため、越前市地域公共交通活性化協議会規約（令和6年6月5日施行）を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を、改正後（案）の欄に掲げる規定に、下表で示すように改める。

（青字傍線部分は改正部分）

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 越前市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 協議会の事務所は、福井県越前市府中一丁目13番7号 越前市役所庁舎内に置く。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 越前市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「<u>再生法</u>」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議<u>並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「<u>運送法</u>」という。）の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議すること</u>を目的とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 協議会の事務所は、福井県越前市府中一丁目13番7号 越前市役所庁舎内に置く。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p><u>(1) 再生法に関する事業</u></p> <p><u>ア</u> 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</p>

<p>(2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。</p> <p>(3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) <u>住民又は利用者の代表者</u></p> <p>(3) <u>関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者</u></p> <p>(4) 関係する公安委員会の職員</p> <p>(5) 関係する行政機関の職員</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>イ</u> 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p><u>エ</u> <u>前各号に掲げるもののほか、再生法に関すること。</u></p> <p>(2) <u>運送法に関する事業</u></p> <p><u>ア</u> <u>地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。</u></p> <p><u>イ</u> <u>市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>前2号に掲げるもののほか、運送法に関すること。</u></p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) <u>関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者</u></p> <p>(3) <u>住民又は利用者の代表者</u></p> <p>(4) <u>福井運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(5) 関係する公安委員会の職員</p> <p>(6) 関係する行政機関の職員</p> <p>(7) <u>市職員</u></p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年<u>以内</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
--	--

<p>(会長)</p> <p>第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。</u></p>
<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に</p>

<p>定める。</p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(分科会)</p> <p>第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。</p>	<p>定める。</p> <p><u>(書面による決議)</u></p> <p>第8条 協議会は、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) <u>至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合</u></p> <p>(2) <u>事前に協議会において、書面による決議の了承を受けている場合</u></p> <p>(3) <u>やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合</u></p> <p>(4) <u>前各項に定めるもののほか、会長が軽微と認める事項の場合</u></p> <p><u>(協議省略事項等)</u></p> <p>第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。</p> <p>(1) <u>停留所の名称の変更</u></p> <p>(2) <u>ルートの変更を伴わない停留所の新設、移設及び撤去</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる変更等に伴う部分的な運行時刻の修正</u></p> <p>2 <u>前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。</u></p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第10条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(分科会)</p> <p>第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。</p>
--	---

<p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、越前市総合政策部地域交通課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第11条 協議会の運営及び事業に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(監査)</p> <p>第12条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に規定する委員の中から会長が指名する委員をもって充てる。</p> <p>2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(その他)</p> <p>第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年6月5日から施行する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、越前市総合政策部地域交通課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第13条 協議会の運営及び事業に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(監査)</p> <p>第14条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に規定する委員の中から会長が指名する委員をもって充てる。</p> <p>2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年6月5日から施行する。</p>
--	--

協議事項（1）① ア

	<p>附則 <u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>
--	--

財務規程の一部改正(案)

越前市地域公共交通活性化協議会規約の改正に伴い、越前市地域公共交通活性化協議会財務規程を一部改正する。

越前市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、越前市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)は、第15条の規定に基づき、越前市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に際し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算)

第3条 協議会の予算は、越前市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、越前市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会において報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会出納員は、次に各号に掲げる帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

協議事項（１）① イ

- (1) 予算及び決算書類
- (2) 会計帳簿及び会計伝票
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
- (4) その他書類

２ 前項各号に定める帳簿書類の様式は、会長が別に定める。

（帳簿書類の保存）

第 10 条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から 7 年とする。ただし、行政負担金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

（会計伝票）

第 11 条 一切の取引に関する記帳整理は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票（以下「会計伝票」という。）により行うものとする。

２ 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存される。

３ 会計伝票は、作成者が押印したうえで、協議会出納員の承認印を受けなければならない。

（預貯金証書等の保管）

第 12 条 預貯金証書等または預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、または金融機関等に保護預けするものとする。

（決算等）

第 13 条 会長は、毎回会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

２ 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 12 条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（その他）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

（協議会設立年度における会計年度の特例）

２ 協議会の設立当初の会計年度は、第 2 条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

（協議会設立年度における予算の特例）

３ 協議会の設立当初の予算は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の最初の協議会に諮るものとする。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項 (1) ① イ

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

下記規程を新設する。

越前市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、越前市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。なお、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- （１） 国及び地方公共団体の職員
- （２） 公安委員会の職員
- （３） 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の代理の者が会議に出席した場合、前項の報酬は代理で出席したものに支払うものとする。

3 会議が書面開催となった場合、これを支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- （１） 学識経験を有する者
- （２） その他会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、越前市の例に準ずるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬	
	学識経験者	日額
委員	日額	3,000円

令和6年度 収支決算報告

自 令和6年6月 5日
至 令和7年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	予算残額	備考
1負担金	91,000	62,340	28,660	越前市
2国庫支出金	0	0	0	
3繰越金	0	0	0	
4諸収入	0	0	0	
計	91,000	62,340	28,660	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	予算残額	備考
1運営費	91,000	62,340	28,660	
会議費	91,000	60,800	30,200	委員報酬費
事務費	0	1,540	▲1,540	振込手数料
2事業費	0	0	0	
3予備費	0	0	0	
計	91,000	62,340	28,660	

収入済額 91,000円
支出済額 62,340円
差引残額 28,660円 (令和7年度へ繰越)

監査意見報告書

令和6年度の収支決算に係る諸帳簿及び証拠書類などについて対照監査いたしましたところ、いずれも正確適正にして相違ないことを認めます。

令和7年5月21日

越前市地域公共交通活性化協議会

監事 国土交通省

中部運輸局福井運輸支局

首席運輸企画専門官

大館 久志 

監事 福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局

交通まちづくり課

参事

谷口 直子 

令和７年度 事業計画（案）

自 令和７年４月 １日
至 令和８年３月３１日

1 事業の内容

- （１）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （２）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （３）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （４）前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に関すること。
- （５）地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- （６）市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- （７）前２号に掲げるもののほか、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に関すること。

2 会議の開催

協議会の開催（３回程度）

令和７年度 収支予算（案）

自 令和７年４月 １日
至 令和８年３月３１日

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 負 担 金	91,000	91,000	0	
2 国庫支出金	0	0	0	
3 繰 越 金	28,660	0	28,660	
4 諸 収 入	0	0	0	
計	119,660	91,000	28,660	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 運 営 費	115,560	91,000	24,560	
会 議 費	102,800	91,000	11,800	委員報酬費
事 務 費	12,760	0	12,760	振込手数料
2 事 業 費	0	0	0	
3 予 備 費	4,100	0	4,100	
計	119,660	91,000	28,660	

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

■協議概要

協議内容	運行区域の拡充（対象区域：吉野地区、大虫地区、国高地区）
拡充理由	<p>①第1次、第2次実証実験の利用状況をみると、<u>医療機関や公共施設が集まる市中心部への移動や買い物のための移動が多い</u>ことが分かっている。第3次実証実験においても、<u>同様の移動ニーズが生まれるか、また市民バスからの転換を図れるか</u>を検証する。</p> <p>②上記3地区については、地区全体の高齢化率および高齢者のみの世帯数割合が市全体の平均よりも低い、町内ごとにみると、他地区同様に<u>高齢化率および高齢者のみの世帯数割合が高い傾向</u>にある。地区内の高齢者からは、<u>買い物や通院などの外出が不便であり、エリア拡充を求める声</u>が聞かれている。</p>
実証実験の検証結果	<p>【第1次実証実験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越前たけふ駅で乗り継いで、<u>市中心部へ移動する需要</u>が多く見られた。 ・公共交通がなかった味真野地区と今立地区間における<u>新たな移動の需要</u>があることが分かった。 ・今立地区から市中心部への移動手段は路線バスのみであったが、<u>新たな移動手段として有効</u>であった。 <p>【第2次実証実験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越前たけふ駅での乗り継ぎを廃止したことにより、<u>市中心部への移動が増加</u>した。 ・都市計画マスタープランで位置づける、①中心拠点「本庁舎周辺」、②地域拠点「あいぱーく今立周辺」、③広域交通拠点「越前たけふ駅周辺」を結ぶ交通手段としての有効性が期待できる。
実施予定日	令和7年10月2日（木）
運賃 （変更なし）	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般：400円/回、 ◆75歳以上・小中高生・障がい者・運転免許返納者：200円/回 ◆幼児・乳児：無料

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

協議概要

吉野地区

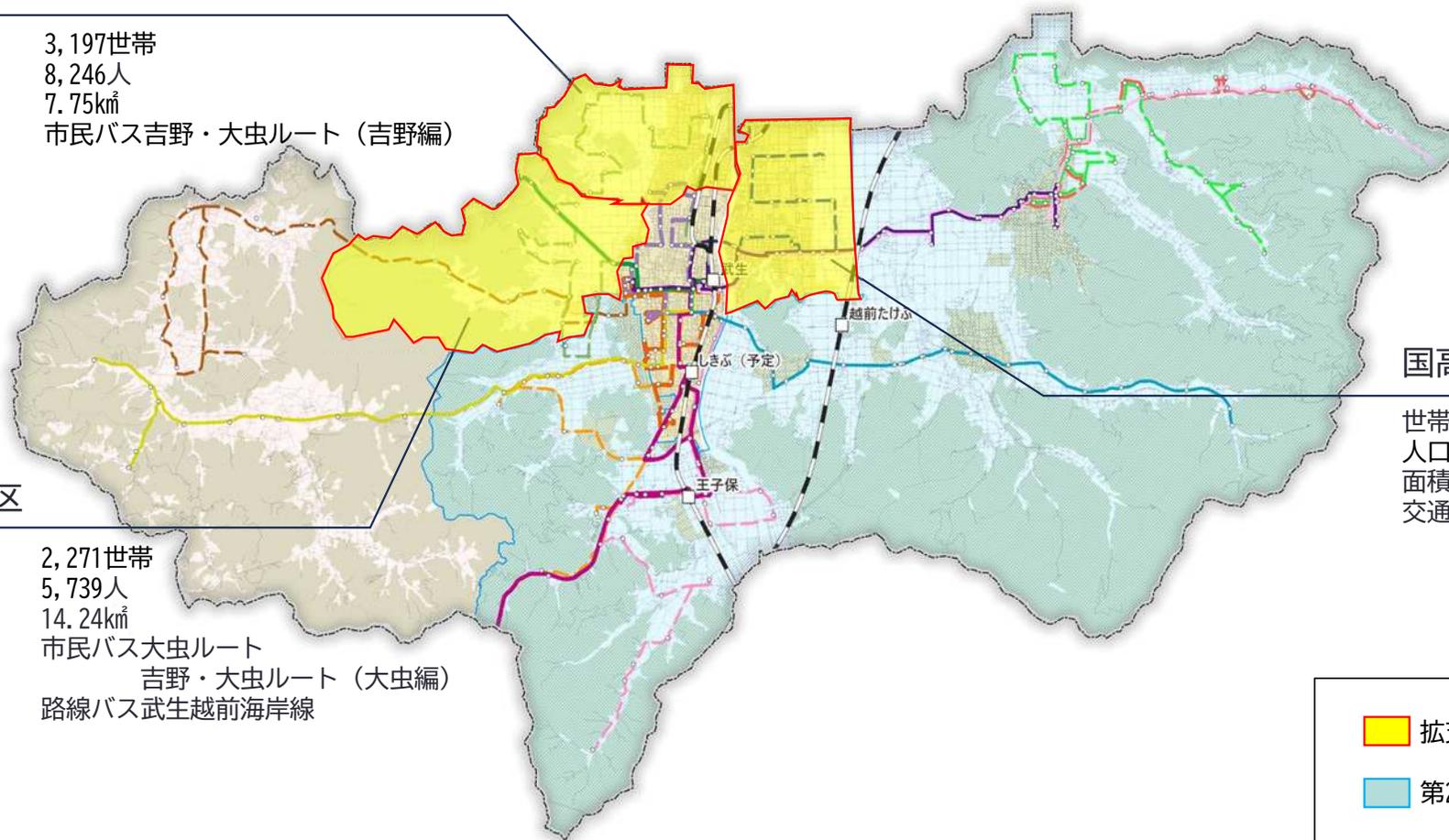
世帯 3,197世帯
 人口 8,246人
 面積 7.75km²
 交通手段 市民バス吉野・大虫ルート（吉野編）

大虫地区

世帯 2,271世帯
 人口 5,739人
 面積 14.24km²
 交通手段 市民バス大虫ルート
 吉野・大虫ルート（大虫編）
 路線バス武生越前海岸線

国高地区

世帯 4,780世帯
 人口 11,881人
 面積 7.80km²
 交通手段 市民バス国高ルート
 路線バス南越線
 池田線



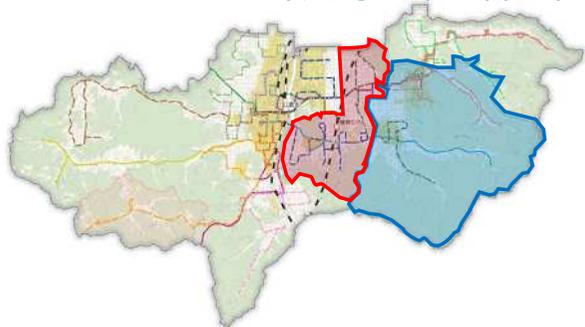
	拡充する運行区域
	第2次実証実験実施エリア

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

■拡充の経緯

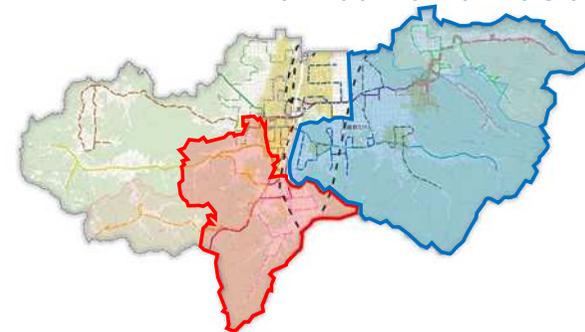
第1次実証実験対象エリア（令和5年10月～）

- ・ Aエリア：北新庄・北日野
- ・ Bエリア：味真野・粟田部・岡本



第2次実証実験対象エリア（令和6年10月～）

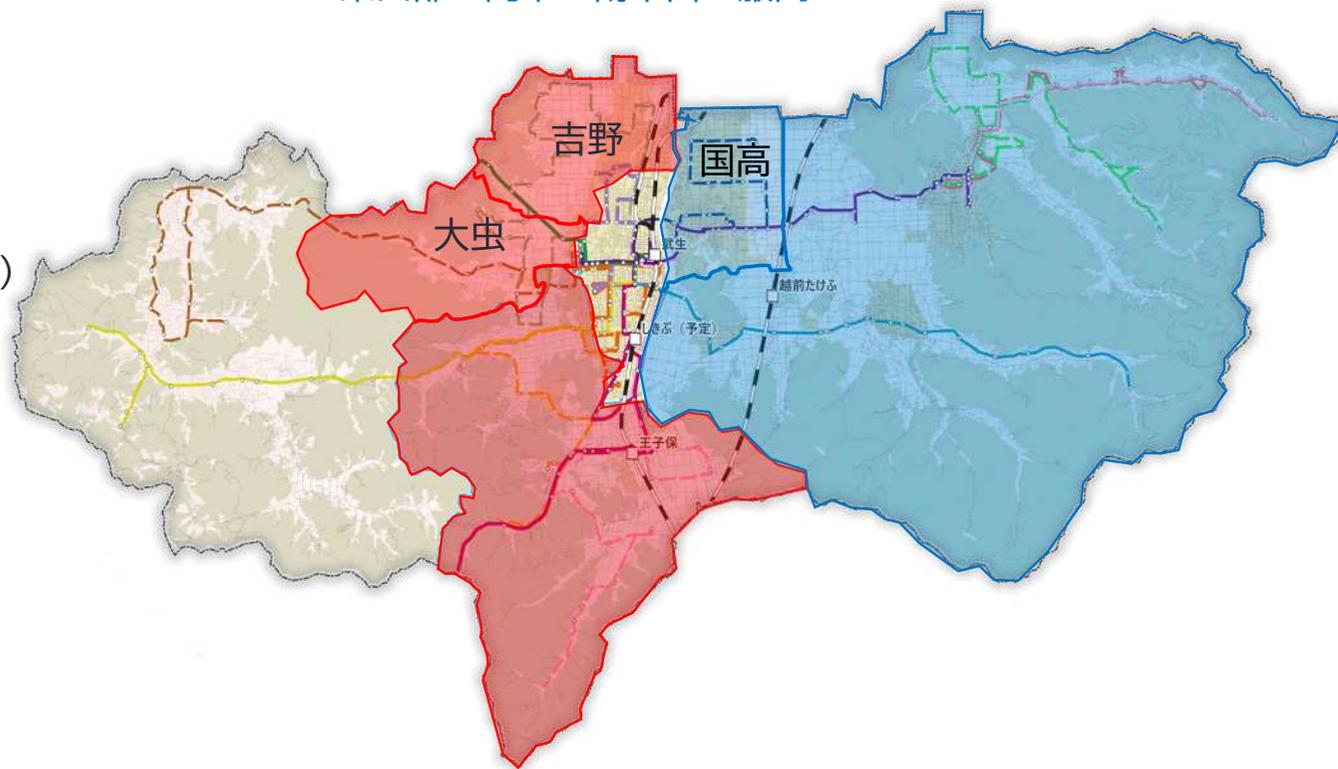
- ・ Aエリア：神山・王子保
- ・ Bエリア：北新庄・北日野・味真野・粟田部・岡本・南中山・服間



第3次実証実験エリア（令和7年10月～）

第2次実証実験対象エリアに吉野・大虫・国高地区を追加する。

- ・ Aエリア：吉野・大虫・神山・王子保
- ・ Bエリア：国高・北新庄・北日野・味真野・粟田部・岡本・南中山・服間



協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

■第1次実証実験の検証（令和5年10月～令和6年10月）

対象エリア

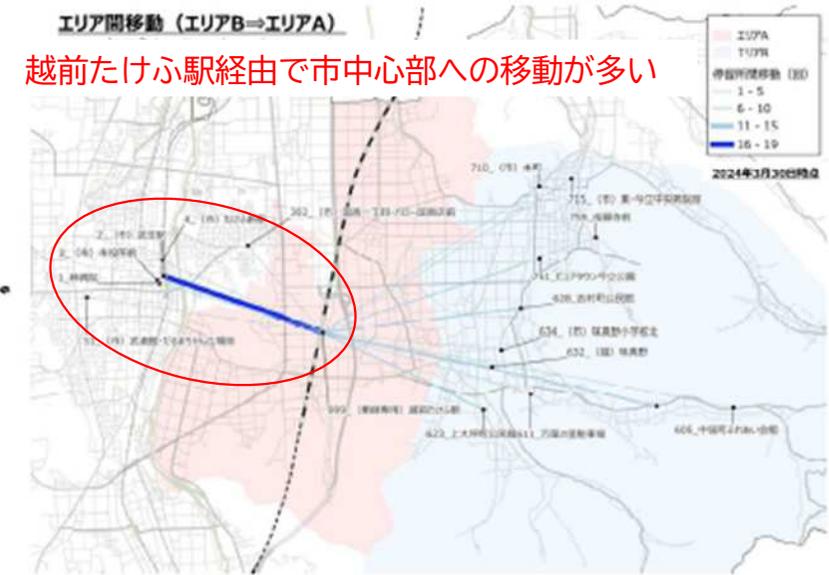
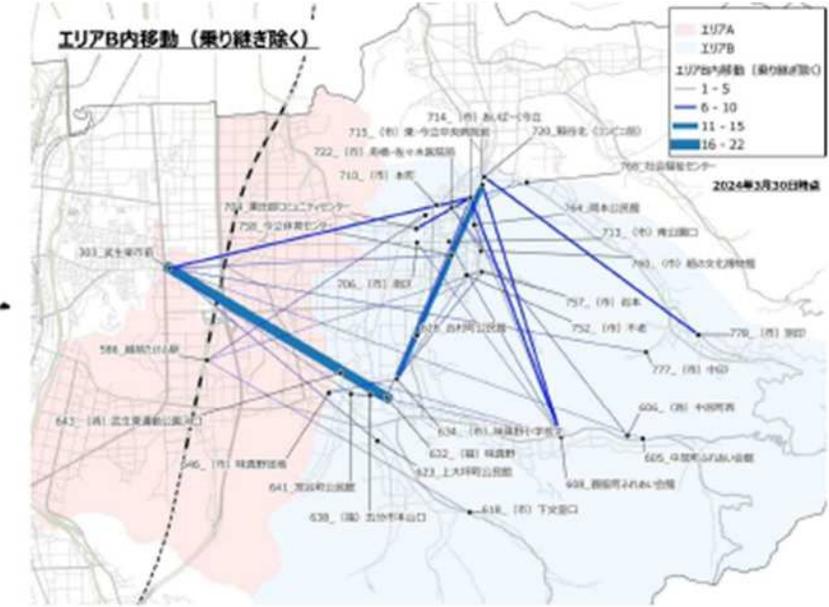
- ・ Aエリア：北新庄・北日野
- ・ Bエリア：味真野・粟田部・岡本



年代別 利用者数および登録者数（R6.10末）



順位	乗降場名	乗降合計 (回)	利用人数 (人)
1	越前たけふ駅（乗り継ぎ専用）	324	41
2	武生楽市前	223	28
3	武生駅	227	73
4	東・今立中央病院前	155	9
5	味真野	114	4
6	蓑脇町ふれあい会館	110	2
7	武道館・だるまちゃん広場前	97	27
8	越前たけふ駅	96	58
9	帆山町	82	3
10	平林町公民館	78	3
11	味真野小学校北	65	6
12	真柄町集落生活改善センター	60	9
13	あいぱーく今立	63	15
14	市役所前	51	11
15	たけふ新駅	52	19
16	林病院	50	15
17	西尾町	42	3
18	杉崎町広場前	32	3
18	上大坪町公民館	32	1
20	畑町北口・みつわ前	31	5
合計（A）		1,984	335
うち市中心部（B）		477	145
割合（B/A）		24.0%	43.3%
うち越前たけふ駅（C）		420	99
割合（C/A）		21.2%	29.6%

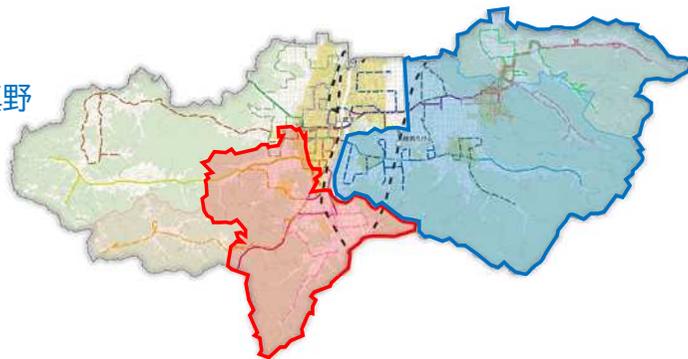


協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

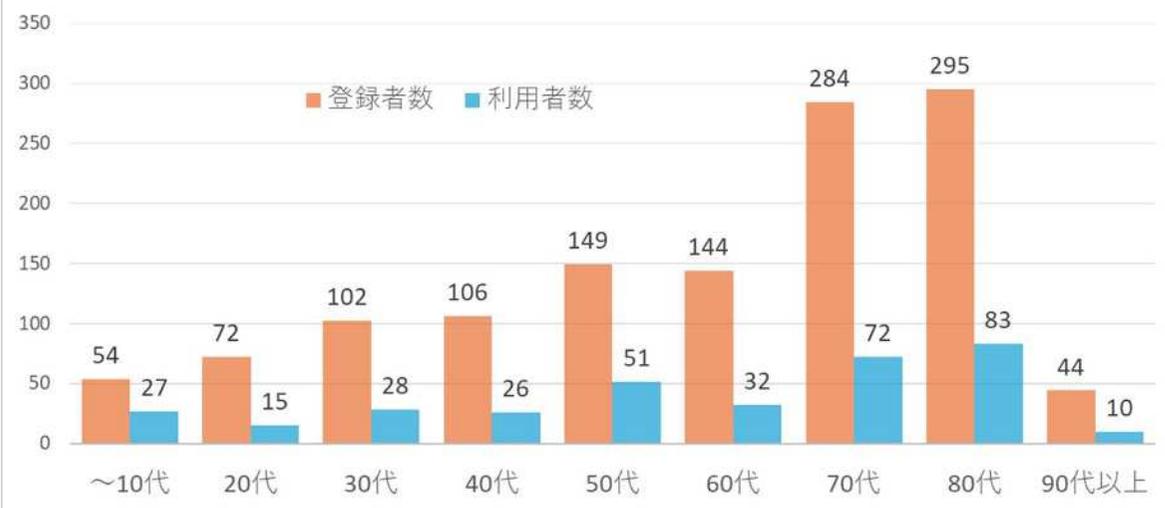
■第2次実証実験の検証（令和6年10月28日～）

対象エリア

- ・ Aエリア：神山・王子保
- ・ Bエリア：北新庄・北日野・味真野
粟田部・岡本・南中山・服間



年代別 利用者数および登録者数（R7.3末）

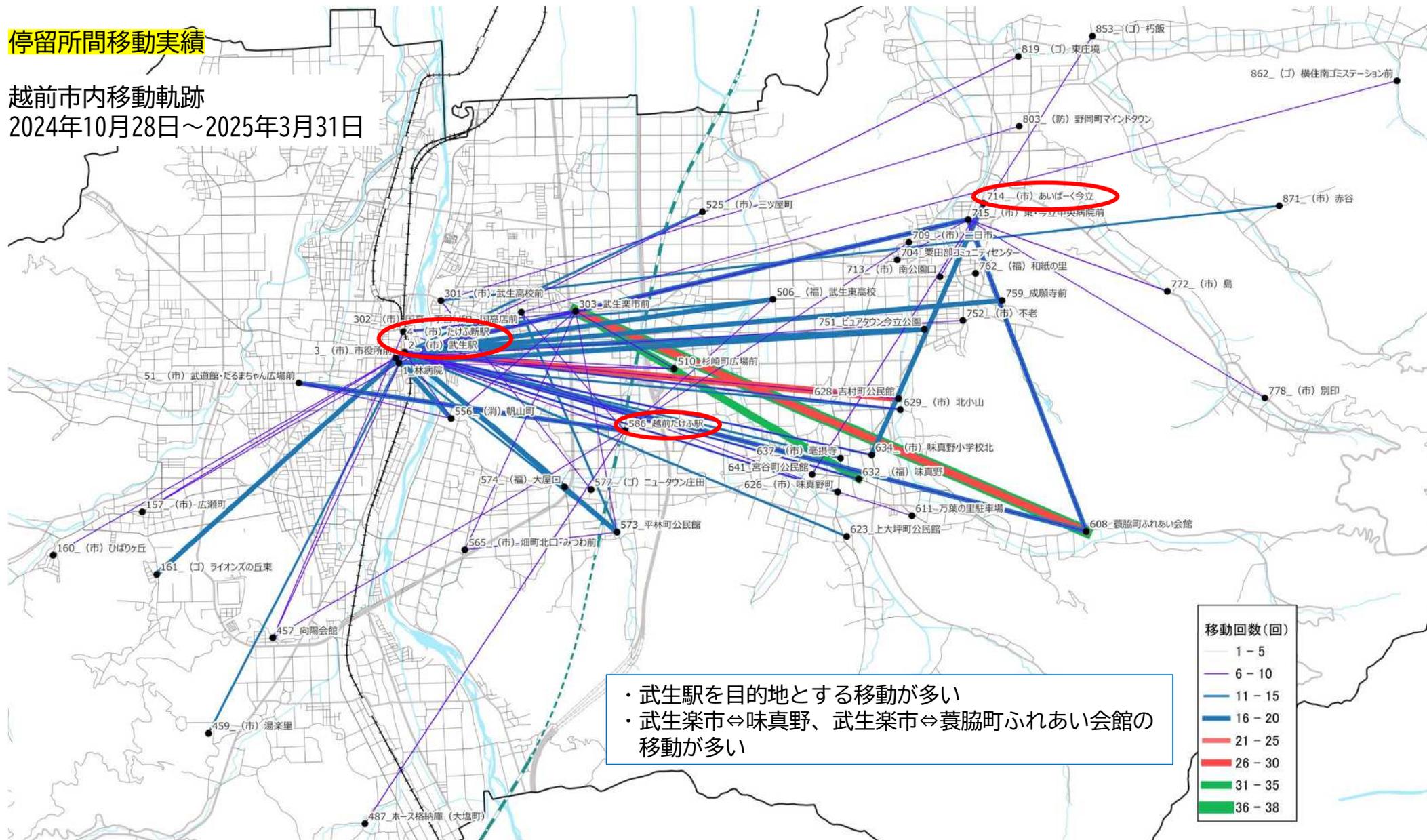


順位	乗降場名	乗降合計 (回)	利用人数 (人)
1	武生駅	474	120
2	武生楽市前	257	40
3	越前たけふ駅	146	73
4	菟脇町ふれあい会館	95	5
4	東・今立中央病院前	95	19
6	林病院	89	25
7	平林町公民館	89	3
8	味真野	84	3
9	武道館・だるまちゃん広場前	75	34
10	市役所前	74	29
11	国高一丁目・バロー国高店前	58	15
12	帆山町	56	9
13	たけふ新駅	53	21
14	味真野小学校北	43	5
14	成願寺前	43	6
16	吉村町公民館	37	10
17	畑町北口・みつわ前	34	5
18	あいぱーく今立	32	11
19	武生高校前	29	8
19	武生東高校	29	9
19	杉崎町広場前	29	4
19	北小山	29	1
合計 (A)		1,950	455
うち市中心部 (B)		765	229
割合 (B/A)		39.2%	50.3%
うち越前たけふ駅 (C)		146	73
割合 (C/A)		7.5%	16.0%

停留所間移動実績

越前市内移動軌跡

2024年10月28日～2025年3月31日



協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

■各地区における高齢化率

	全人口 (人)	世帯 (世帯)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	高齢者のみ 世帯数 (世帯)	高齢者のみ 世帯数割合 (%)	R6.4.1現在 人口増率 R6/H26 (%)
東	4,706	2,187	1,796	38.16	820	37.4	86.5
西	7,509	3,477	2,160	28.77	877	25.2	98.7
南	9,482	3,949	2,654	27.99	994	25.1	98.0
神山	3,262	1,254	980	30.04	309	24.6	92.8
吉野	8,246	3,197	2,092	25.37	724	22.6	107.7
国高	11,881	4,780	2,876	24.21	1,018	21.2	110.8
大虫	5,739	2,271	1,461	25.46	460	20.2	96.6
坂口	364	129	160	43.96	54	41.8	79.6
王子保	5,564	2,185	1,707	30.68	603	27.5	92.8
北新庄	2,618	877	795	30.37	205	23.3	90.9
北日野	4,193	1,595	1,189	28.36	384	24.0	90.1
味真野	4,448	1,591	1,421	31.95	460	28.9	92.0
白山	1,401	520	632	45.11	193	37.1	79.0
粟田部	3,385	1,298	1,085	32.05	332	25.5	92.0
岡本	2,806	977	1,033	36.81	304	31.1	82.6
南中山	2,983	986	1,095	36.71	266	26.9	88.3
服間	1,586	569	699	44.07	212	37.2	79.4
計	80,173	31,842	23,835	29.73	8,215	25.7	86.5

※坂口・白山地区は地域支えあい交通（自家用有償旅客運送）エリア

<吉野・国高地区>

他地区と比較すると、高齢化率や高齢者のみの世帯数割合は低い傾向にあるが、新興住宅が増加しており、地区の人口数及び人口増率が伸びている

<大虫地区>

他地区と比較すると、高齢化率や高齢者のみの世帯数割合は低い傾向にあるが、人口増率に大きな減少は見られない

- 第2次実証実験対象地区
- 第3次実証実験対象地区

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

①吉野地区

■地域の特性



■高齢化率

	吉野地区	人口	世帯	65歳以上	高齢化率 (%)	高齢者のみの世帯数割合 (%)
1	本保町	1,150	443	194	16.9	14.4
2	片屋町	659	242	209	31.7	24.8
3	氷坂町	462	182	114	24.7	24.7
4	余田町	375	120	133	35.5	24.2
5	家久町	2,731	1,086	858	31.4	26.6
6	芝原一丁目	566	251	209	36.9	39.0
7	芝原二丁目	269	109	70	26.0	18.3
8	芝原三丁目	147	71	49	33.3	32.4
9	芝原四丁目	275	123	62	22.5	20.3
10	芝原五丁目	1,612	570	194	12.0	9.3
	地区全体 計	8,246	3,197	2,092	25.4	22.1

- ・ 東部は福井鉄道福武線家久駅やスポーツ公園駅が設置され、鉄道交通の利便性が高い一方でその他のエリアでは利便性が低い
- ・ 戸谷片屋線と福井朝日武生線沿線には新興住宅が増えている
- ・ 主要幹線道路沿線には商業施設や工業施設が集積しており、生活利便性が高い

- ・ 高齢化率30%以上の町内が、10町内中5町内ある
- ・ 高齢者のみ世帯割合数が25%以上の町内が、10町内中3町内ある
- ・ 家久町や芝原一丁目、芝原三丁目などは高齢化率・高齢者のみの世帯割合数ともに高い

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

①吉野地区

■市民バスの状況 〈吉野・大虫ルート（吉野編）〉

- ・運行日： 月・木（週2日） 年間 105日運行（R6年度）
- ・便数：1日4便（2往復） 年間 420回運行（R6年度）
- ・ルート：片屋町南 ⇄ 武生駅

■地区別利用状況

R6年度	地区別利用者数(人)		全体	市街地	吉野
	年間	乗車	800	356	444
		降車	800	430	370
	1日あたり	乗車	7.62	3.39	4.23
		降車	7.62	4.10	3.52
	1便あたり	乗車	1.90	0.85	1.06
		降車	1.90	1.02	0.88
	割合(%)	乗車	—	44.5	55.5
		降車	—	53.7	46.2

	吉野地区 (R6年度)	年間		1日あたり		1便あたり	
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
1	片屋町南	8	6	0.08	0.06	0.02	0.01
2	片屋町	16	93	0.15	0.89	0.04	0.22
3	氷坂町東	193	136	1.84	1.30	0.46	0.32
4	氷坂町西	1	3	0.01	0.03	0.00	0.01
5	余田町	34	35	0.32	0.33	0.08	0.08
6	運転者教育センター	1	1	0.01	0.01	0.00	0.00
7	本保町	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00
8	吉野公民館	14	14	0.13	0.13	0.03	0.03
9	芝原五丁目	18	9	0.17	0.09	0.04	0.02
10	家久公園	83	58	0.79	0.55	0.20	0.14
11	家久駅	44	11	0.42	0.10	0.10	0.03
12	スポーツ公園駅	32	4	0.30	0.04	0.08	0.01
	計	444	370	4.23	3.52	1.06	0.88

- ・免許自主返納時に訪れる「運転者教育センター」では、年間2人しか利用していない。運行日が週2日に限られ、訪れにくいという声がある。その他にも利用がない停留所がある。
- 予約のりあいタクシーの停留所を設置し、免許返納後の移動手段を確保し、返納後の円滑な移動の転換を図る。
- ・「氷坂町東」付近にはデイケア施設があり、乗降が多い。しかし、運行日が週2日に限られ、バス停から坂道を歩く必要がある。
- 予約のりあいタクシーの停留所を周辺に設置し、利便性向上を図る。

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

②国高地区

■地区の特性



- ・北陸新幹線越前たけふ駅に近接するが市街地居住ゾーンからは離れている
- ・主要幹線道路沿線には商業施設が集積し、生活利便性が高い
- ・市内でも公園施設等に恵まれた地域

- ・高齢化率30%以上の町内が、20町内中7町内ある
- ・高齢者のみ世帯割合数が25%以上の町内が、20町内中8町内ある
- ・65歳以上の人口は17地区のうち最も多い約2,900人
- ・地区人口が増加し、地区全体では高齢化率や高齢者のみの世帯割合数は郊外他地区に比べて低いが、馬上免町や国高二丁目、押田一丁目など割合が高い地域があり、町内によって大きく差がある

■高齢化率

	国高地区	人口	世帯	65歳以上	高齢化率 (%)	高齢者のみの世帯割合 (%)
1	村国一丁目	450	185	132	29.3	27.6
2	村国二丁目	841	323	252	30.0	25.4
3	村国三丁目	1,577	642	324	20.5	18.7
4	村国四丁目	473	152	97	20.5	17.1
5	八幡一丁目	450	169	119	26.4	29.6
6	八幡二丁目	225	84	60	26.7	21.4
7	押田一丁目	592	238	217	36.7	29.8
8	押田二丁目	116	60	32	27.6	23.3
9	国高一丁目	418	173	142	34.0	22.0
10	国高二丁目	840	347	320	38.1	36.3
11	国高三丁目	462	227	70	15.2	9.3
12	横市町	778	346	157	20.2	17.3
13	庄町	184	78	58	31.5	26.9
14	塚町	552	202	163	29.5	24.8
15	馬上免町	171	86	75	43.9	52.3
16	稻寄町	1,317	458	167	12.7	9.0
17	瓜生町	1,585	708	290	18.3	13.0
18	高木町	552	214	181	32.8	26.2
20	長土呂町	298	88	5	6.7	5.7
	地区全体 計	11,881	4,780	2,876	24.2	20.6

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

②国高地区

■市民バスの状況 〈国高ルート〉

- ・運行日：水・金（週2日）年間102日運行（R6年度）
- ・便数：1日4便（2往復）年間408回運行（R6年度）
- ・ルート：高木町 ⇄ 武生駅

■地区別利用状況

R6年度	地区別利用者数(人)		全体	市街地	国高
	年間	乗車			
年間	乗車	1,374	644	730	
	降車	1,374	673	701	
1日あたり	乗車	13.47	6.31	7.16	
	降車	13.47	6.60	6.87	
1便あたり	乗車	3.37	1.58	1.79	
	降車	3.37	1.65	1.72	
割合(%)	乗車	—	46.8	53.1	
	降車	—	48.9	51.0	

国高地区 (R6年度)	年間		1日あたり		1便あたり	
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
1 高木町	16	12	0.16	0.12	0.04	0.03
2 国高労働福祉センター	34	33	0.33	0.32	0.08	0.08
3 瓜生町	149	104	1.46	1.02	0.37	0.25
4 稲寄町	38	10	0.37	0.10	0.09	0.02
5 村国四丁目	27	24	0.26	0.24	0.07	0.06
6 馬上免町	12	4	0.12	0.04	0.03	0.01
7 長土呂町	23	16	0.23	0.16	0.06	0.04
8 商工会議所南	35	30	0.34	0.29	0.09	0.07
9 塚町	10	5	0.10	0.05	0.02	0.01
10 塚町南	6	16	0.06	0.16	0.01	0.04
11 横市町・武生楽市前	104	112	1.02	1.10	0.25	0.27
12 国高公園	192	242	1.88	2.37	0.47	0.59
13 村国北住宅	38	38	0.37	0.37	0.09	0.09
14 村国公園	40	42	0.39	0.41	0.10	0.10
15 武生高校前	6	13	0.06	0.13	0.01	0.03
計	730	701	7.16	6.87	1.79	1.72

- ・「武生高校前」など国高地区にある1/3の停留所では、年間で10人程度の利用者しかいない。
 - ・路線バスの南越線ルートから離れた町内が多く、買い物や通院に不便という高齢者からの声を多く聞いている。
 - ・子育て世代も多い地区のため、高齢者のみならず中学生や高校生の移動手段も確保する必要がある。
- 買い物先や病院等の付近に予約のりあいタクシーの停留所を設置し、利便性向上を図る。
また、停留所を中学校や小学校に設置し、通学や課外活動への参加時、学校イベントの際の保護者の移動手段として活用可能にする。

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

③大虫地区

■地区の特性



- ・吉野瀬川の沿岸や鬼ヶ岳の麓、幹線道路付近に田園集落が形成され、その周囲に田園地域が広がる自然豊かな地域
- ・地区内、地区近隣に駅がなく鉄道交通の利便性が低い

- ・高齢化率30%以上の町内が、15町内中4町内ある
- ・高齢者のみ世帯割合数が25%以上の町内が、15町内中3町内ある
- ・大虫本町勝蓮花の高齢化率は46.7%と町内の約半分が高齢者をしめているなど地区内で大きく差がある

■高齢化率

	大虫地区	人口	世帯	65歳以上	高齢化率 (%)	高齢者のみの世帯数割合 (%)
1	大虫町	711	281	222	31.2	25.3
2	大虫本町	417	135	110	26.4	20.0
3	上四目町	170	64	44	25.9	23.4
4	下四目町	430	144	58	13.5	11.1
5	高森町	530	196	167	31.5	28.6
6	丹生郷町	567	187	98	17.3	13.9
7	三ツ俣町	110	34	32	29.1	23.5
8	横根町	151	64	48	31.8	31.3
9	北山町	508	179	135	26.6	16.2
10	上太田町	1,059	494	258	24.4	16.6
11	下太田町	572	258	169	29.5	24.0
12	新保町	360	153	81	22.5	15.7
13	新保一丁目	94	55	20	21.3	14.5
14	新保二丁目	30	17	5	16.7	11.8
15	大虫本町勝蓮花	30	10	14	46.7	0.0
	地区全体 計	5,739	2,271	1,461	25.5	19.6

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

③大虫地区

■市民バスの状況 〈吉野・大虫ルート（大虫編）〉

- ・運行日：月・木（週2日） 年間 105日運行（R6年度）
- ・便数：1日4便（2往復） 年間 420回運行（R6年度）
- ・ルート：北山町入ヶ谷 ⇄ たけふ新駅

■地区別利用状況

R6年度	地区別利用者数(人)		全体	市街地	大虫
	年間	乗車		591	493
降車			591	374	217
1日あたり	乗車		5.63	4.70	0.93
	降車		5.63	3.56	2.07
1便あたり	乗車		1.41	1.17	0.23
	降車		1.41	0.89	0.52
割合(%)	乗車		—	83.4	16.5
	降車		—	63.2	36.7

大虫地区 (R6年度)	年間		1日あたり		1便あたり	
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
1 北山町入ヶ谷	13	12	0.12	0.11	0.03	0.03
2 北山町	8	6	0.08	0.06	0.02	0.01
3 西部台	9	5	0.09	0.05	0.02	0.01
4 横根町	1	0	0.01	0.00	0.00	0.00
5 三ツ俣町	0	1	0.00	0.01	0.00	0.00
6 高森町	46	141	0.44	1.34	0.11	0.34
7 大虫小学校	9	9	0.09	0.09	0.02	0.02
8 向が丘町	6	29	0.06	0.28	0.01	0.07
9 新小野	2	5	0.02	0.05	0.00	0.01
10 上太田町	4	9	0.04	0.09	0.01	0.02
計	98	217	0.93	2.07	0.23	0.52

- ・鉄道や路線バスが近隣になく、公共交通手段は市民バスのみである。
 - ・バスの停留所がない町内もある。
 - ・唯一の公共交通手段である市民バスも利用者が少なく、1便あたり1人未満の利用である。年間利用者10人以下の停留所が7割を占めている。
- 予約のりあいタクシーの導入は、**停留所が自宅から250m以内**となり、かつ、**運行日や運行時間に幅があるため、利便性が高くなる。**

協議事項2 予約のりあいタクシーのエリア拡充について

③大虫地区

■市民バスの状況 〈白山・大虫ルート ※R7.4から大虫ルート〉

- ・運行日： 火・土（週2日） 年間 103日運行（R6年度）
- ・便数： 1日4便（2往復） 年間 412回運行（R6年度）
- ・ルート： 朝陽台口 ⇄ たけふ新駅

■地区別利用状況

R6年度	地区別利用者数(人)		全体	市街地	大虫	白山
	年間	乗車		1,859	991	204
降車			1,859	1,060	210	589
1日あたり	乗車		18.05	9.62	1.98	6.45
	降車		18.05	10.29	2.04	5.72
1便あたり	乗車		4.51	2.41	0.50	1.61
	降車		4.51	2.57	0.51	1.43
割合(%)	乗車		—	53.3	10.9	35.7
	降車		—	57.0	11.2	31.6

大虫地区 (R6年度)		年間		1日あたり		1便あたり	
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
1	朝陽台口	1	6	0.01	0.06	0.00	0.01
2	大虫神社	111	79	1.08	0.77	0.27	0.19
3	上大虫	71	100	0.69	0.97	0.17	0.24
4	四目口	14	17	0.14	0.17	0.03	0.04
5	下大虫	7	8	0.07	0.08	0.02	0.02
	計	204	210	1.98	2.04	0.50	0.51

- ・大虫地区内での乗降は約10%にとどまっており、利用者が少ない。
 - ・朝陽台口や下大虫は年間の利用者数が10人以下にとどまっており、利用者が少ない。
 - ・大虫神社や上大虫は集会場所や住宅が近くにあり、年間利用者が多い。しかし、1日あたりに換算すると1人程度である。また1便あたりに換算すると1人以下である。
- 予約のりあいタクシーの導入は、**停留所が自宅から250m以内**となり、かつ、**運行日や運行時間に幅があるため、利便性が高くなる。**

協議事項3 路線バスの運行見直しについて

■ 事業実施の背景・目的・目標

路線バスの運転士不足に起因して令和6年5月以降、見直し対象となっている福井鉄道の3路線のうち、**白山線、入谷線**については**令和7年10月**からの再編を目指し、福井鉄道、地域との協議を進め、運行の効率化と市内公共交通の最適化を図る。

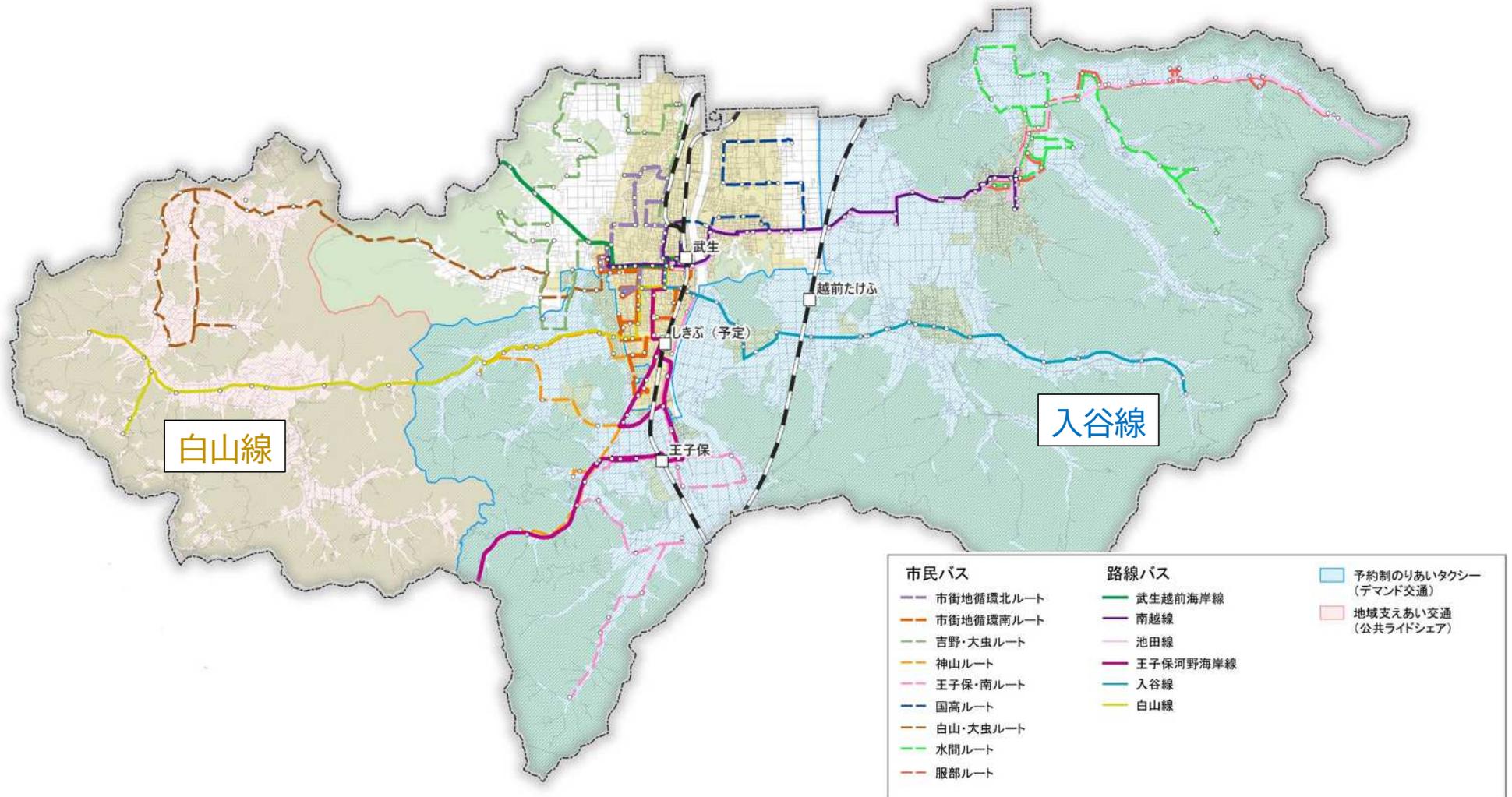
■ 対象路線

【市単独路線】白山線、入谷線

■ スケジュール（白山線、入谷線）

項目	令和7年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
関係者協議 (福井運輸支局、福井鉄道)	見直し案の協議 →			見直し内容の協議確定 →	認可申請 →		
地元協議 (神山、白山、北日野、味真野)		事前説明 →	見直し案の説明 →		広報・周知 →		
公共交通活性化協議会		見直し方針、スケジュールの説明 ● 5月27日			見直し詳細の協議 ● 7月下旬		運行開始
市議会		事前説明 →	6月議会 (6/11~7/3) →				

協議事項3 路線バスの運行見直しについて



協議事項3 路線バスの運行見直しについて

■ 白山線

		現 状			
運行経路 及び便数	[往路] たけふ新駅 ⇒ 千合谷	平日	2便	土日祝	運休
	[復路] 千合谷 ⇒ たけふ新駅		3便		運休
補助額	年度	金額	前年比	路線延長	17.9km
	R6	8,275千円	112.1%		
	R5	7,382千円	102.9%		
利用状況	年度	運行回数	年間利用者数	平均乗車密度※	
	R6	2.5回	4,034人	0.7	
	R5	2.5回	4,963人	0.8	

※起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値

乗込み調査結果 (R6.12.16~20)	
[往路] たけふ新駅 ⇒ 千合谷 / 13:10発、17:30発	
<ul style="list-style-type: none"> 1便あたりの利用人数 1.89人 利用者割合は白山地区 35.3%、神山地区 41.2%、 その他市街地（たけふ新駅～紫式部公園口）23.5% 2便とも利用は少ない（1日あたり最大3~4人 / 平均 0.7~0.8人） 	
[復路] 千合谷 ⇒ たけふ新駅 / 6:50発、8:28発、14:00発	
<ul style="list-style-type: none"> 1便あたりの利用人数 2.6人 利用者割合は白山地区 21.6%、神山地区 35.1%、 その他市街地（たけふ新駅～紫式部公園口）43.3% 白山地区利用者のうち、37.5%が通学利用で、目的地は駅や駅周辺が主 6:50発、8:50発の利用は多い（1日あたり最大5~6人 / 平均 3.0~3.2人） 14:00発の利用は少ない（1日あたり最大2人 / 平均 1.2人） 	

見直しの方向性

- 利用が少ない日中の便を中心に見直しを行う。
- 神山地区では予約のりあいタクシー実証実験、白山地区では地域支えあい交通を進めており、路線バスからの移行を進める。

協議事項3 路線バスの運行見直しについて

■ 入谷線

		現 状			
運行経路 及び便数	[往路] たけふ新駅 ⇒ 入谷	平日	5便	土日祝	3便
	[復路] 入谷 ⇒ たけふ新駅		5便		3便
補助額	年度	金額	前年比	路線延長	13.6km
	R6	16,400千円	109.2%		
	R5	15,018千円	103.9%		
利用状況	年度	運行回数	年間利用者数	平均乗車密度	
	R6	4.3回	5,941人	0.7	
	R5	4.3回	7,287人	0.8	

乗込み調査結果 (R6.12.16~22)

[往路] たけふ新駅 ⇒ 入谷 / 8:30発、10:22発、13:35発、15:42発、18:17発

- ・1便あたりの利用人数 **2.4人**
- ・利用者割合は味真野地区 **57.7%**、北日野地区 **39.4%**、
その他市街地（たけふ新駅～姫川町）**2.9%**
- ・13:35発の利用が多い（1日あたり最大12人／平均 5人）
- ・その他の時間の利用は極めて少ない（1日あたり最大4人／平均 0.7～1.9人）

[復路] 入谷 ⇒ たけふ新駅 / 6:55発、9:15発、10:59発、14:20発、16:20発

- ・1便あたりの利用人数 **2.2人**
- ・利用者割合は味真野地区 **67.1%**、北日野地区 **32.9%**、その他市街地 **0%**
- ・利用者のうち、買い物や通院での利用が主であり、目的地は駅や駅周辺が主
- ・9:15発、10:59発の利用が多い（1日あたり最大8～10人／平均 2.5～4.2人）
- ・その他の時間の利用は極めて少ない（1日あたり最大4人／平均 0.7～1.3人）

見直しの方向性

■ 廃止

- 味真野地区、北日野地区では予約のりあいタクシー実証実験を進めており、路線バスからの移行を進める。